

# 青森県報

号外第二十二号

平成三十年  
三月二十三日  
(金曜日)

目 次

告 示

○第十二次鳥獣保護管理事業計画の変更……………(自然保護課) ……一

## 告 示

青森県告示第二百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第一項の規定により定めた第十二次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公表する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第 12 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

平成29年4月1日から  
平成34年3月31日まで 5年間  
(平成30年4月1日変更)

青 森 県

目 次

第一 計画の期間..... 1

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項..... 1

1 鳥獣保護区の指定..... 1

(1) 方針..... 1

(2) 鳥獣保護区の指定等計画..... 3

2 特別保護地区の指定..... 4

(1) 方針..... 4

(2) 特別保護地区指定計画..... 5

3 休猟区の指定..... 6

(1) 方針..... 6

(2) 休猟区指定計画..... 6

4 鳥獣保護区の整備等..... 8

(1) 方針..... 8

(2) 整備計画..... 8

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項..... 9

1 鳥獣の人工増殖..... 9

(1) 方針..... 9

(2) 人工増殖計画..... 9

2 放鳥獣..... 9

(1) 方針..... 9

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画..... 10

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項..... 10

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方..... 10

(1) 希少鳥獣..... 10

(2) 狩猟鳥獣..... 10

(3) 外来鳥獣等..... 10

(4) 指定管理鳥獣..... 10

(5) 一般鳥獣..... 10

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定..... 11

(1) 許可しない場合の基本的考え方..... 11

(2) 許可に当たつての条件の考え方..... 11

(3) わなの使用に当たつての許可基準..... 11

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方..... 12

- (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方..... 12
- 2-1 学術研究を目的とする場合..... 12
  - (1) 学術研究..... 12
  - (2) 標識調査..... 13
- 2-2 鳥獣の保護を目的とする場合..... 13
  - (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的..... 13
  - (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的..... 14
  - (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的..... 14
- 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合..... 15
  - (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的..... 15
  - (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的..... 16
- 2-4 その他特別の事由の場合..... 23
  - (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的..... 23
  - (2) 愛玩のための飼養の目的..... 24
  - (3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的..... 24
  - (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的..... 24
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほかその他公益上必要があると認められる目的..... 24
- 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項..... 25
  - 3-1 捕獲許可した者への指導..... 25
    - (1) 捕獲物又は採取物の処理等..... 25
    - (2) 従事者の指導監督..... 25
    - (3) 危険の予防..... 25
    - (4) 錯誤捕獲の防止..... 26
  - 3-2 許可権限の市町村長への委譲..... 26
  - 3-3 鳥類の飼養登録..... 26
    - (1) 方針..... 26
    - (2) 飼養適正化のための指導内容..... 26
  - 3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可..... 26
    - (1) 許可の考え方..... 26
    - (2) 許可の条件..... 26

**第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項..... 32**

- 1 特定猟具使用禁止区域の指定..... 32
  - (1) 方針..... 32
  - (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画..... 32
  - (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳..... 33
- 2 猟区設定のための指導..... 34
  - (1) 方針..... 34

3	指定猟法禁止区域	34
(1)	方針	34
第六	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	35
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	35
2	第一種特定鳥獣保護計画に係る実施計画の作成に関する方針	35
3	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	35
4	第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針	35
第七	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	36
1	方針	36
2	鳥獣の生息に関する基礎的な調査	36
(1)	方針	36
(2)	鳥獣生息分布調査	36
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	36
(4)	狩猟鳥獣生息調査	37
(5)	第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査	38
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	38
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	38
(2)	指定効果測定調査	38
(3)	捕獲等情報収集調査	39
(4)	制度運用の概況情報	39
4	新たな技術の研究	39
(1)	捕獲や調査等に係る技術の研究	39
第八	鳥獣保護管理事業に係る研修の充実に関する事項	40
1	鳥獣行政担当職員	40
(1)	方針	40
(2)	設置計画	40
(3)	研修計画	40
2	鳥獣保護管理員	41
(1)	方針	41
(2)	設置計画	41
(3)	年間活動計画	41
(4)	研修計画	41
3	保護及び管理の担い手の育成及び確保	42
(1)	方針	42
(2)	研修計画	42

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策	42
(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保	42
<b>4 鳥獣保護管理センター等の設置</b>	42
(1) 方針	42
(2) 鳥獣保護管理センター等の施設運営計画	43
<b>5 取締り</b>	43
(1) 方針	43
(2) 年間計画	43
<b>6 必要な財源の確保</b>	43
<b>第九 その他</b>	44
<b>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</b>	44
<b>2 狩猟の適正管理化</b>	44
<b>3 傷病鳥獣救護への対応</b>	44
(1) 方針	44
(2) 体制	45
(3) 傷病鳥獣の個体処置	46
(4) 感染症対策・普及啓発	46
(5) 放野	46
<b>4 油等による汚染に伴う水鳥の救護</b>	46
<b>5 感染症への対応</b>	46
<b>6 普及啓発</b>	46
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	46
(2) 安易な餌付けの防止	46
(3) 猟犬の適切な管理について	47
(4) 野鳥の森藤の整備	47
(5) 愛鳥モデル校の指定	47
(6) 法令の普及徹底	47

## 第一 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、第 1 次鳥獣保護事業計画から第 11 次鳥獣保護管理事業計画において、指定を進めており、特に森林性鳥獣のための鳥獣保護区については十分な必要量を確保したほか、その他の鳥獣保護区についても適正に指定されてきたことから、第 12 次鳥獣保護管理事業計画においては、鳥獣保護区の新規指定等を行わない。

また、本計画に掲げていないものであっても、鳥獣の保護を早急に図る必要があるものは、速やかに生息調査を行い、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応し、下記の指定区分ごとの方針に従い、新たな鳥獣保護区の指定又は区域の拡大に努める。

なお、指定管理鳥獣については、許可捕獲等により積極的な捕獲を実施する。

##### ② 指定区分ごとの方針

###### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積は概ね 10,000ha ごとに 1 箇所を選定し、その面積が 300ha 以上となるよう努める。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

- ア 多様な鳥獣が生息する地域
- イ 鳥獣の生息密度の高い地域
- ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域
  - (ア) 天然林
  - (イ) 林相、地形が変化に富む地域
  - (ウ) 溪流又は沼沢を含む地域
  - (エ) 餌となる動植物が豊富な地域

###### 2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及び大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1 箇所当たりの面積は 10,000ha 以上とする。

- ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域
- イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域
- ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

- 3) 集団渡来地の保護区  
集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定するよう努める。  
指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、水面等も可能な限り含める。  
ア 現在、県内において渡来する鳥類の種数又は個体数の多い地域  
イ かつて渡来した鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの
- 4) 集団繁殖地の保護区  
集団で繁殖する鳥類及びワカモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定するよう努める。
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項に基づき環境大臣が定める鳥獣であって、環境省によるレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類若しくはⅡ類若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、青森県版レッドデータブックに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準じる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。
- 6) 生息地回廊の保護区  
生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯、河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定するよう努める。  
指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定するものとする。また、その際には、既設の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等、効果的な配置に努める。
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区  
市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。





## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

- ① 指定に関する中長期的な方針  
鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区において、特に鳥獣の保護を図るため必要な地域について特別保護地区の指定を行う。ただし、特別保護地区は、立木の伐採、工作物の設置等について制限が伴うことから、指定に当たっては、県土の保全その他の公益との調整並びに地域住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に十分配慮するものとする。
- ② 指定区分ごとの方針
  - 1) 森林鳥獣生息地の保護区  
良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、鳥獣保護区の指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。
  - 2) 大規模生息地の保護区  
猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
  - 3) 集団渡来地の保護区  
渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
  - 4) 集団繁殖地の保護区  
保護対象となる鳥類及びユウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
  - 5) 希少鳥獣生息地の保護区  
保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要となる区域を広範囲に指定するよう努める。
  - 6) 生息地回廊の保護区  
保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
  - 7) 身近な鳥獣生息地の保護区  
鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

(第2表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	筒所 変動面積	本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む。)					計(B)	本計画期間に区域拡大する特別保護地区									
				29年度	30	31	32	33		29年度	30	31	32	33	計(C)				
森林鳥獣生息地	筒所 面積	27 5,109ha	6 1,539	ha						ha									
大規模生息地	筒所 面積			ha						ha									
集団渡来地	筒所 面積			ha						ha									
集団繁殖地	筒所 面積		1	ha						ha									
希少鳥獣生息地	筒所 面積		2	ha						ha									
生息地回廊	筒所 面積			ha						ha									
身近な鳥獣生息地	筒所 面積		1	ha						ha									
	筒所 面積		10	ha						ha									
計	筒所 面積		8	ha						ha									
			1,551	ha						ha									

29年度	本計画期間に区域縮小する特別保護地区					計(D)	本計画中に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む。)					計(E)	計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特別保護地区**
	30	31	32	33	29年度		30	31	32	33				
ha							ha							6
ha							ha							1,539
ha							ha							0
ha							ha							0
ha							ha							1
ha							ha							2
ha							ha							0
ha							ha							0
ha							ha							0
ha							ha							0
ha							ha							0
ha							ha							1
ha							ha							10
ha							ha							8
							ha							1,551

\* 筒所について(B-E)  
面積については(B+C-D-E)  
\*\*筒所について(A+B-E)  
面積については(A+B+C-D-E)

3 休猟区の指定

(1) 方針

狩猟の持続性を保つため、狩猟者の入り込み等を勘案しながら狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮するとともに、休猟区1箇所当たりの面積はできる限り1,500ha以上となるよう努める。

また、ニホンジカの適正な管理に向けて、第二種特定鳥獣管理計画に基づいた特例制度の活用を検討する。

(2) 休猟区指定計画

(第3表)

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
平成29年度	青森市 外ヶ浜町 弘前市 西目屋村 三戸町・田子町 五所川原市 深浦町 横浜町 東北町 東北町	瀬戸子	1,465ha	3年	
		平館	1,136ha	3年	
		尾開山	1,490ha	3年	
		大秋	1,690ha	3年	
		三戸田子	1,805ha	3年	
		川倉	2,875ha	3年	
		大間越	2,531ha	3年	
		第一牧場	825ha	3年	
		徳万館	1,167ha	3年	
		新山	1,197ha	3年	
計		10 箇所	16,181ha		
平成30年度	青森市 外ヶ浜町 弘前市 黒石市 五戸町 中泊町 深浦町	湯の沢	1,263ha	3年	
		増川岳	2,148ha	3年	
		太鼓山	1,070ha	3年	
		大川原	1,520ha	3年	
		中市	1,480ha	3年	
		今泉	2,732ha	3年	
		追立山	1,938ha	3年	
計		7 箇所	12,151ha		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考			
平成31年度	青森市 青森市 黒石市・平川市 大鰐町 新郷村 つがる市 鱒ヶ沢町 東通村 十和田市 六戸町	白旗野	1, 102ha	3年				
		折紙山	2, 527ha	3年				
		梨木・矢捨山	1, 090ha	3年				
		十和田山	1, 624ha	3年				
		西越	2, 208ha	3年				
		車力	1, 980ha	3年				
		西岩木山	1, 660ha	3年				
		白糠	1, 800ha	3年				
		細工屋敷	1, 415ha	3年				
		人口	1, 150ha	3年				
計		10 箇所	16, 556ha					
平成32年度	青森市 蓬田村 弘前市 平川市 つがる市 中泊町 七戸町	三内	1, 987ha	3年				
		高根	1, 740ha	3年				
		土筆森	2, 086ha	3年				
		久吉	2, 500ha	3年				
		筒木坂	1, 455ha	3年				
		宮野沢	2, 647ha	3年				
		蒼前	1, 208ha	3年				
		計		7 箇所		13, 623ha		

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設置するほか、自然条件を勘案して、それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の採餌、営巣等のための環境の維持及び改善に努める。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第4表)

区 分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
標識類の整備	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚	鳥獣保護区 5箇所 案内板 1基 制札 50枚

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指定期間	備考
平成33年度	青森市 今別町 弘前市 平川市 五所川原市 五所川原市 五所川原市 建石 野辺地町・六ヶ所村 六ヶ所村	都谷森 今別 四兵衛森 善光寺平 石田坂 吉良市 建石 目ノ越 中志	1,407ha	3年	
			2,149ha	3年	
			2,399ha	3年	
			2,410ha	3年	
			1,319ha	3年	
			4,006ha	3年	
			1,250ha	3年	
			983ha	3年	
			2,025ha	3年	
			計		
合計		43 箇所	76,459ha		

② 利用施設の整備  
既指定鳥獣保護区等において、鳥獣の生息環境向上のため、必要のある箇所については、巣箱設置、給餌施設等の整備・改善等を積極的に進めていく。

③ 調査、巡視等の計画

(第5表)

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	管理員等 箇所数	2	2	2	2
管理員等 人数	延べ12人	延べ12人	延べ12人	延べ12人	延べ12人
管理のための 調査実施	鳥獣の生息地状況調査等				

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

主要な狩猟鳥獣で減少が進んでいるキジの増殖を図るため、養殖業者に対し、人工養殖技術の巡回指導及び講習会の開催等を行う。また、キジについては、放鳥計画に対応する生産量が確保できるよう計画的な生産指導を行う。

##### (2) 人工増殖計画

(第6表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
平成29年度 ～ 平成33年度			キジ	県内のキジ養殖業者への巡回指導 (近親交配の回避、放鳥方法等)	

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

これまでキジ及びヤマドリが増加を図るため、放鳥計画に基づきキジ及びヤマドリの放鳥を行ってきたが、ヤマドリについては、人工繁殖が難しいことから当面見合わせる。キジについては、引き続き、これらの増加を図るため、放鳥を実施する。また、放鳥する場所については、その場所がキジの生息場所であること、その場所の自然環境

等を勘案して決定する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

訪鳥計画

(第7表)

種類名	放鳥地域	平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区	6	300	6	300	6	290	6	290	6	280
	休 猟 区	6	300	6	290	6	290	6	280	6	280
	計	12	600	12	590	12	580	12	570	12	560

種鳥の入手計画

(第8表)

種類名	平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度		
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他
キジ	羽	600	羽	羽	羽	590	羽	羽	580	羽	羽	570	羽	羽	560

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

- (1) 希少鳥獣  
県及び国が指定している希少野生鳥獣とし、適切な情報管理の下、生息状況及び生息環境の把握に努め、保護対策の充実を図る。
- (2) 狩猟鳥獣  
国が定める狩猟鳥獣とし、その生息状況、捕獲状況等の把握に努め、必要に応じ保護管理対策を講じる。
- (3) 外来鳥獣等  
農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲により被害の防止を図る。
- (4) 指定管理鳥獣  
国が定める指定管理鳥獣とし、その生息状況の把握に努め、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす場合は適切な管理対策を講じる。  
また、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。
- (5) 一般鳥獣  
希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣である一般鳥獣については、生息数の増減、農林水産業への被害の発生状況等を踏まえ、適切な保護管理対策



に努める。

## 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

### (1) 許可しない場合の基本的考え方

- 次の場合にあつては、許可をしないものとする。
- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
  - ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
  - ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
  - ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は杜寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
  - ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用する場合であつて、特定猟具によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具に伴う危険の予防若しくは指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
  - ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
  - ⑦ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

### (2) 許可に当たつての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たつては、期間、捕獲区域、捕獲方法、捕獲鳥獣の種類及び数について限定し、捕獲鳥獣の処理方法、捕獲等又は採取等に当たつての安全確保、静穏の保持、捕獲場所周辺環境への配慮、適切なわなの数量と見回りの実施方法、猟具の所有等について条件を付すものとする。特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保するため適切な条件を付すものとする。また、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付すものとする。

### (3) わなの使用に当たつての許可基準

#### ① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請については、以下の基準を満たす場合に許可する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグサの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれがないと判断される場合には、これによらないことができる。

#### 1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグサ以外の鳥獣の捕獲を目的とする場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。また、イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合は、1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、かつ、よりもどしを装着したものであること。

#### 2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定するものとする。

- 3) ツキノワグサをわなで捕獲する許可申請の場合  
はこわなに限るものとする。
- ② 標識の装着に関する基準  
法第9条第12項に基づき標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

**(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方**

保護の必要性が高い希少鳥獣又は地域個体群に係る捕獲等又は採取等の許可については、慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲又は採取等が必要となる場合には、生息数の調査等を実施の上、適正な捕獲が行われるよう指導する。  
種の保存法の国内希少野生動物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

**(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方**

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な知見から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可については、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出を徹底するよう指導する。

**2-1 学術研究を目的とする場合**

**(1) 学術研究**

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 研究の目的及び内容
  - 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
  - 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
  - 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また適正な全体計画の下で行われるものであること。
  - 4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。
- ② 許可対象者  
理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ③ 鳥獣の種類・数  
研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。
- ④ 期間  
1年以内。
- ⑤ 区域  
研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

- ⑥ 方法
    - 次に掲げる条件に適合するものであること。
      - 1) 法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではないこと。
      - 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であつて、捕獲した個体を放獣すべきではないと認められる場合はこの限りではない。なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種については、殺傷等を伴う捕獲方法ではないこと。
      - 7) 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置
        - 原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。
        - 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
        - 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
        - 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。
- なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報公開に努めること。

**(2) 標識調査**

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- ① 許可対象者
  - 国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。
- ② 鳥獣の種類・数
  - 標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。
- ③ 期間
  - 1年以内。
- ④ 区域
  - 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法
  - わな、網又は手捕とする。
- ⑥ 捕獲等又は採取等後の措置
  - 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて殺処分等の処置を講じることができる。

**2-2 鳥獣の保護を目的とする場合**

**(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的**

- ① 許可対象者
  - 原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

- 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数  
第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。
- ③ 期間  
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために適切かつ合理的な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
- ④ 区域  
第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
- ⑤ 方法  
可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を探ること。

## (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

- 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- ① 許可対象者  
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数  
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
- ③ 期間  
1年以内。
- ④ 区域  
申請者の職務上必要な区域。
- ⑤ 方法  
法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。

## (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- ① 許可対象者  
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数  
必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。
- ③ 期間  
1年以内。
- ④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づき鳥獣の数の調整の目的

① 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては、第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網又はわな猟免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。さらに、被害の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数であること。

ただし、銃器の使用以外の方法による国、地方公共団体又は環境大臣が定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）に対する許可であって、以下の1)から4)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けられない者も許可対象者として行うことができる。

- 1) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- 2) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- 3) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- 4) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

③ 期間

1) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

2) 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間を避けるよう考慮すること。

3) 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

④ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。

**(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的****① 被害の防止の目的での捕獲の基本的考え方**

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以下、予察という。）についても許可する。

その捕獲は、原則として被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行うこととし、捕獲の実施に当たっては、関係機関との連携の下、被害防除施設の整備、未収獲物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りではない。

② 鳥獣による被害発生子察表の作成  
1) 子察表

(第9表)

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地 域	備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
カラス類	稲、果樹、野菜、 飼料作物	↑													青森市、弘前市、黒石市、大鰐町、田舎館村、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町、十和田市、東北町	農林作物被害
カモ類	稲	↑													弘前市、黒石市、田舎館村、南部町、新郷村、深浦町、中泊町、東北町	農林作物被害
ムクドリ	果樹			↑											田舎館村、南部町	農林作物被害
スズメ	稲、果樹			↑											深浦町、南部町、田舎館村	農林作物被害
ヒヨドリ	果樹			↑											大鰐町、田舎館村、八戸市、南部町	農林作物被害
ハト類	稲			↑											新郷村	農林作物被害
トビ	航空機			↑											青森市	航空機航行被害
ニホンザル	稲、豆類、雑穀、 果樹、野菜、いも類、 工業作物			↑											青森市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、弘前市、黒石市、大鰐町、西目屋村、五所川原市、鯉ヶ沢町、深浦町、中泊町、むつ市、大間町、風間浦村、佐井村	農林作物被害
ツキノワグサ	稲、果樹、飼料 作物、野菜、造 林木(樹皮等)			↑											平内町、弘前市、黒石市、大鰐町、西目屋村、三戸町、田子町、南部町、新郷村、鯉ヶ沢町、深浦町、十和田市、横浜町、東北町、むつ市、東通村、佐井村	農林作物被害及 び人畜被害

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ニホンカモシカ	豆類、果樹、野菜、いも類、造林木(新芽等)	↑														新郷村、むつ市、佐井村	農林作物被害
ノウサギ	豆類、果樹、造林木(新芽等)	↑														弘前市、平川市、大鰐町、田舎館村、深浦町	農林作物被害
アライグマ	果樹、野菜		↑							↓						青森市、弘前市、五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町	農林作物被害
タヌキ	野菜		↑							↓						弘前市、三戸町	農林作物被害
ハクビシン	果樹	↔		↔										↔		弘前市 りんご萌芽期	農林作物被害

2) 予察表に係る方針等

予察捕獲の対象となる種は、強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。予察捕獲を実施するに当たっては、予察表に基づき、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ行うものとする。また、予察表は、科学的な知見に基づき、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対処するものとする。

③ 鳥獣の適正管理の実施

1) 方針

農林作物等に被害を与え、若しくは生活環境若しくは生態系に影響を及ぼし、又はそれらのおそれのある鳥獣については、農林水産業等と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策を講じるよう努める。

2) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第10表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ツキノログザ ニホンザル ニホンジカ	平成29年度 ～ 平成33年度	鳥獣の生息状況調査、被害の実態調査及び被害の防止の目的での捕獲等の実績等をもとに、鳥獣の適正な管理方法を検討し、必要に応じて管理計画の策定及び見直しを行い、研究者、市町村及び狩猟者団体の協力を受けて、管理実施体制の整備、実施に際してのモニタリング体制の整備等を図る。	



## ④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定

## 1) 方針

ア 被害の防止の目的での捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可する。その捕獲は、原則として被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

イ 生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。また、生息数の少ない鳥獣の鳥獣保護区等生態系の保護を図ることが必要な地域の捕獲許可についても、特に慎重に取り扱う。

ウ 被害が生じることはまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導する。

ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的に捕獲する。

エ 捕獲に伴う錯誤捕獲や事故の発生防止については、万全の対策を講じさせるものとし、また、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させる。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、捕獲が適正に実施されるよう対処する。

なお、許可を受けた者が使用する捕獲用具（銃器を除く。）には、用具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的及び許可有効期間を記載した標識の装着等を行うよう指導する。

オ 捕獲物の処理方法については、申請の際に明らかにするよう指導する。

カ 捕獲許可を受けた者に対し、鳥獣捕獲許可証を返納させる際には、捕獲数、処置の概要等についての報告を行わせる。

キ また、鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、捕獲許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等についての更に詳細な報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して求める。

ク 生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第 38 条の 2 第 1 項の規定による知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により法第 36 条に規定する危険療法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る。

ク 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

ケ 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な捕獲を図る。

## 2) 許可基準

## ア 許可対象者

許可対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (イ) 国及び地方公共団体
- (ロ) 法第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者
- (ハ) 環境大臣が定める法人（農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会）
- (ニ) 被害等を受けた者
- (ホ) 被害等を受けた者から依頼された者

イ 捕獲従事者

捕獲従事者は、次の全てに該当する者とする。

(7) 原則として被害市町村に住所を有し、かつ、被害の防止の目的での捕獲を実施した経験者を構成員とする団体（以下「狩猟者団体」という。）の長から推薦された者であること。ただし、被害市町村内に適任者がいない場合は、隣接する市町村に住所を有する者で、その所属する狩猟者団体の長から推薦されたものであること。

(4) 銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）で、規則第67条第2項に規定する損害賠償能力を備えている者。

(7) 網猟、わな猟の猟具を使用して捕獲する場合は（カラス類を捕獲する場合を除く。）、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、次のいずれかの場合に該当する時は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者に対しても許可することができる。

a 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

(a) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

(b) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

b 被害を防止する目的で、巢の撤去等に伴ってハンジロカラス、ハンボソカラス、トバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

c 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

d 国、地方公共団体又は環境大臣が定めた法人に対する許可であって、以下の(a)～(d)の条件をすべて満たす場合

- (a) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- (b) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- (c) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- (d) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

(5) 国、地方公共団体又は環境大臣が定めた法人が、捕獲艦を使用してカラスを捕獲する場合の捕獲従事者は、(7)から(9)までにかかわらず、県が実施する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する講習会を受講した者及び同講習会に準じた技能及び知識について、県の指導を受けた職員とする。

ウ 鳥獣の種類・数

現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を生じさせている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巢を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）とする。

エ 捕獲期間

(7) 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。

ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合は、この限りではない。

(4) 繁殖期など、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間を避けるように考慮すること。

(9) 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。

オ 捕獲実施区域  
被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。

カ 捕獲方法

- (ア) 網罟、わな罟の猟具等を使用してカラス類を捕獲する場合には、カラス類以外の鳥獣等を捕獲するおそれが少なく、かつ、これらの鳥獣等を殺傷し、又は損傷するおそれがない方法とすること。
- (イ) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。
- (ウ) 収穫前の野菜及び果物の被害防止に係る被害の防止の目的での捕獲を実施する場合には、スチール弾の使用を申請しようとするときは、あらかじめ申請者従事者間でスチール弾使用について十分に協議させる。

キ 鳥獣の種類別許可基準等

(第 11 表)

許可権者	鳥獣名	許 可 基 準							被害農林水産物等	備考	
		方 法	区 域	時 期	日 数	一人当たり 捕獲羽(頭) 数	許可対象者	留意事項			
市町村長	カラス類	銃器・おな	県内一円	4月～3月	60日以内	その都度定め る	(1)④(2)アに 該当するもの	腕章貸与、 標識設置	稲、果樹、野菜、飼料作物、 豆類、雑穀	農林作物被害	
	カモ類	銃器	〃	5月～10月	30日以内	〃	〃	腕章貸与	稲、雑穀、畑作物	農林作物被害	
	ムクドリ	銃器	〃	6月～10月	〃	〃	〃	〃	果樹、野菜	農林作物被害	
	スズメ	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	〃	稲、雑穀、果樹	農林作物被害	
	ハト類	銃器	〃	5月～10月	〃	〃	〃	〃	稲、野菜、飼料作物、豆類	農林作物被害	
	ツキノワグマ	銃器・おな	〃	4月～11月	〃	〃	〃	腕章貸与、 標識設置	飼料作物、稲、いも類、果 樹、野菜、豆類、雑穀、造 林木(樹皮等)	農林作物被害 及び人畜被害	
	ノウサギ	銃器・おな	〃	4月～3月	60日以内	〃	〃	〃	野菜、果樹、造林木(新芽 等)	農林作物被害	
	ニホンザル (下北地域を 除く。)	銃器・おな	〃	5月～11月	〃	〃	〃	〃	稲、いも類、果樹、野菜、 豆類、雑穀等	農林作物被害	
	アライグマ	銃器・おな	〃	5月～11月	90日以内	〃	〃	〃	野菜、果樹	農林作物被害	
	ニホンジカ	銃器・おな	〃	4月～3月	〃	〃	〃	〃	野菜、造林木(樹皮等)	農林作物被害	
	イノシシ	銃器・おな	〃	4月～3月	〃	〃	〃	〃	野菜、飼料作物、いも類、 水稲	農林作物被害	
	知 事	市町村長の権 限を除く種 い方法	ある、かつ 安全性の高 い方法	県内一円	必要と認め る時期	必要最小 限の日数	その都度定め る	(1)④(2)ア に該当する もの	腕章貸与、 標識設置		

⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針

農林水産物等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ適切に対応するために、県は、関係機関と鳥獣被害対策連絡協議会を設置するとともに、特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第12表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
カラス類、カモ類、ムクドリ、スズメ、ハト類、ツキノワグサ、ノウサギ、ニホンザル、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ	被 害 発 生 市 町 村	

3) 指導事項の概要

ア 被害の防止の目的での捕獲は、班を編成して行うものとし、その編成員は、所属する狩猟者団体の長が推薦する捕獲技術の優れた者、捕獲のために出動の可能な者等で、捕獲を実施するために必要最小限の人数として概ね20名以内であること。

イ 班には、班を代表し、編成員を統括する代表者(班長、副班長)を置くこと。

ウ 班は、狩猟者団体の支部又は市町村単位に編成するが、被害の激甚な区域については、その区域ごとにあらかじめ班を編成し、緊急捕獲時の指揮命令系統等をおくこと。

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

- ① 許可対象者  
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数  
展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。
- ③ 期間  
6か月以内。
- ④ 区域  
原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。
- ⑤ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。

**(2) 愛玩のための飼養の目的**

愛玩のための使用を目的とする捕獲は原則として認めない。ただし、特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対して自然とふれあう機会を設ける必要がある等）があると認められる場合はこの限りではない。

なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後陸止する方向で検討する。

- ① 許可対象者  
自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数  
メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。
- ③ 期間  
繁殖期間中は認めない。
- ④ 区域  
原則として、住所地と同一市町村内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。
- ⑤ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

**(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的**

- ① 許可対象者  
鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ② 鳥獣の種類・数  
人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は、対象放鳥予定地の個体とする。
- ③ 期間  
6か月以内。
- ④ 区域  
原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤ 方法  
網、わな又は手捕。

**(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的**

- ① 許可対象者  
祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

- ② 鳥獣の種類・数  
伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は、放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
  - ③ 期間  
30日以内。
  - ④ 区域  
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
  - ⑤ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほかその他公益上必要があると認められる目的  
捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。
- 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- 3-1 捕獲許可した者への指導
- (1) 捕獲物又は採取物の処理等  
捕獲物等については、野生鳥獣の鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋設し、山野に放置しないよう指導する。  
捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。  
また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう、特に、ツキノワグマについては、違法に輸入された又は国内で密猟された個体の流通を防止するため、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体である事を明確にさせる。  
ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。
- (2) 従事者の指揮監督  
法人に対しては、指導監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。
- (3) 危険の予防  
捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。

**(4) 錯誤捕獲の防止**

ツキノワグサの生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグサの出没状況を確認しながら、わたの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。

**3-2 許可権限の市町村長への委譲**

本県においては、昭和56年から被害の防止の目的での捕獲許可について、野生鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対して迅速に対処するため、市町村長へ権限を移譲している。今後も、引き続き市町村の協力を得ながら、鳥獣の保護及び管理の観点から指導、助言等を行っていく。

**3-3 鳥類の飼養登録****(1) 方針**

鳥類の違法飼養を防止するため、鳥獣保護思想の普及啓発、飼養状況の実態把握及び販売店等の指導に努め飼養の適正化を図る。

**(2) 飼養適正化のための指導内容**

- ① 広報等による野鳥保護思想及び飼養制度の普及啓発。
- ② 県職員、市町村職員及び鳥獣保護管理員による巡回指導。
- ③ 以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理を行う。
  - 1) 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
  - 2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢、虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
  - 3) 装着許可証の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合についてのみ行う。
  - 4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

**3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可****(1) 許可の考え方**

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

**(2) 許可の条件**

ヤブトリの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。



鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準一覧

捕獲の目的	許可権者	許可対象者		許可		基準			留意事項	備考
		許可	対象者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法		
学術研究	知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）	1年以内	研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域（銃）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	次に掲げる条件に適合するものであること。 ① 法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではないこと。 ② 殺傷等を伴う捕獲方法の場合には、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。		原則として許可基準により許可する。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。	
標識調査	知事		国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	標識調査を主たる業務として実施している者において、は鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者において同各1,000羽以内、その他の者において同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	わな、網又は手捕とする。		原則として許可基準により許可する。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。	

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準					留意事項	備考
		許 可 対 象 者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕 獲 期 間	捕 獲 区 域		
第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な期間。なお、複数年にわたる期間を設定する場合は、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。		
鳥獣保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。		原則として許可基準により許可する。ただし、他の方法がなぐやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員を含む。)、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)	1年以内	必要と認められる区域	法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。		原則として許可基準により許可する。ただし、他の方法がなぐやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の 目的	許可 権者	許 可				基 準		留意事項	備考
		許 可 対 象 者	鳥 獣 の 種 類	鳥 獣 の 数	捕 獲 期 間	捕 獲 区 域	捕 獲 方 法		
第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	知事	原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所有する者（空気銃を使用する場合にあっては、第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網又はわな猟免許を所有する者であること。また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれていること。さらに、被害の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数であること。	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年における期間を設定する場合は、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。狩猟期間中及びその前後における許可は、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態であり逃げやすいため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす可能性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努める。			

捕獲の目的	許可権者	許可基準						留意事項	備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法		
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)	許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。	原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。		原則として許可基準により許可する。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
愛玩のための飼養の目的	知事	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ、5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者	メジロに限る。	許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。	繁殖期間中は認めない。	原則として、住所地区と同一市町村内の区域(規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域は除く。)	原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。ただし、あつて、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。		原則として許可基準により許可する。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
養殖していいる鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工繁殖が可能と認められる種類	過度の近親交配の防止に必要な数(羽又は個)とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕		原則として許可基準により許可する。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準				留意事項	備考
		許 可 対 象 者	鳥獣の種類	鳥獣の数	捕 獲 期 間		
伝統的な祭礼行事に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できない場合を除く。）	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）とし、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	原則として、法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。	
上記に掲げるものほかその他公益上必要があると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。					原則として許可基準により許可する。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

現在指定されている区域は、主に市街地に近い、鳥獣の生息している地域で、銃猟による危険等の未然防止のため、市町村から要望のあった地域を指定している。第12次鳥獣保護管理事業計画の計画期間中においても、危険防止の観点から、市街地その他住宅が集合している地域について必要に応じて指定していく。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第13表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域	既指定 特定猟 具使用 禁止区 域(A)	箇所 面積	本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域					計 (B)	本計画期間に区域拡大する 特定猟具使用禁止区域					計 (C)	
			29 年 度	30 年 度	31 年 度	32 年 度	33 年 度		29 年 度	30 年 度	31 年 度	32 年 度	33 年 度		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	64	箇所													
	箇所 面積	ha	変動 面積	ha				ha							
わな猟に伴う危険を予防するための区域	0	箇所													
	箇所 面積	ha	変動 面積	ha				ha							

銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積	本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止 区域					計 (D)	本計画期間に廃止又は期間満了により消滅す る特定猟具使用禁止区域					計 (E)	計画期間中 の増減 (減：△) *	計画終了 時の特定 猟具使用 禁止区域 **
		29 年 度	30 年 度	31 年 度	32 年 度	33 年 度		29 年 度	30 年 度	31 年 度	32 年 度	33 年 度			
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積	ha													64 ha
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積	ha													26,881 ha

\* 箇所については(B)－(E) 面積については(B)＋(C)－(D)－(E)  
\*\* 箇所については(A)＋(B)－(E) 面積については(A)＋(B)＋(C)－(D)－(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第 14 表)

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	銃 猟 に 伴 う 危 険 特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指 定 面 積 を 予 防 す る た め の 区 域	指 定 期 間	備 考					
平成29年度	青森市 平川市 八戸市 新郷村 階上町 五戸町 五戸町 むつ市	三内 (銃) 杉館 (銃) 市野沢 (銃) 戸来 (銃) 赤保内 (銃) 蛭川 (銃) 豊間内 (銃) 佐助川 (銃)	30ha	平成29年11月 1日～平成39年10月31日	再 指 定					
			13ha							
			14ha							
			247ha							
			470ha							
			62ha							
			139ha							
235ha										
計	8箇所	1, 210ha								
平成30年度	八戸市 深浦町 三沢市 十和田市 六ヶ所村 六ヶ所村 大間町	八戸南部 (銃) 広戸 (銃) 薬師町 (銃) 千刈田 (銃) 高瀬川 (銃) 田面木沼 (銃) 黒岩 (銃)	2, 420ha	平成30年11月 1日～平成40年10月31日	再 指 定					
			252ha							
			46ha							
			41ha							
			40ha							
			151ha							
			247ha							
			計			7箇所	3, 197ha			
			平成31年度			八戸市 八戸市 階上町 南部町 おいらせ町 六ヶ所村 東北町	市川 (銃) 旭ヶ丘 (銃) 階上 (銃) 福田 (銃) 下田北部 (銃) 鷹架沼 (銃) 野田頭 (銃)	151ha	平成31年11月 1日～平成41年10月31日	再 指 定
								533ha		
143ha										
233ha										
197ha										
565ha										
217ha										
計	7箇所	2, 039ha								

銃 猟 に 伴 う 危 険 を 予 防 す る た め の 区 域						
年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指 定 期 間	備 考	
平成32年度	八戸市 五戸町 おいらせ町 黒石市、平川市	多賀台 (銃) 川内 (銃) おいらせ南部 (銃) 虹の湖 (銃)	397ha	平成32年11月1日～平成42年10月31日	再 指 定	
			809ha			
			1,108ha			
計			187ha			
平成33年度	蓬田村 深浦町 八戸市 十和田市	玉松海岸 (銃) 森山 (銃) 桜ヶ丘 (銃) 上羽立 (銃)	2,501ha	平成33年11月1日～平成43年10月31日	再 指 定	
			216ha			
			213ha			
			890ha			
			332ha			
計			4箇所 1,654ha			
計			30箇所 10,598ha			

2 猟区設定のための指導

(1) 方針

今後、「管理された狩猟」としての猟区の設定が必要かどうか、市町村、森林組合、狩猟者団体等との連携を図りながら、現状分析や意見集約を行い、検討する。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、若しくは水鳥又は希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

指定猟法禁止区域指定箇所

名 称	区 分	指定猟法禁止区域所在地	指定面積	指定期間	備考
小川原湖	鉛散弾規制区域	三沢市、東北町、六ヶ所村	6,628 ha	永久	



第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣管理計画の作成に係る方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であつて、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる鳥獣について作成する。

2 第一種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣管理計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の特徴を踏まえた個体群管理、生息環境開等の事業を実行する取組を、年度ごとの実施計画として作成する。

3 第二種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪(かく)乱を引き起こしている鳥獣等であつて、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる鳥獣について作成する。

下北半島のニホンザルについては、地域個体群の安定的な保護及び管理と農業・生活被害防を両立、人とニホンザルとの良好な関係の構築に向けて、引き続き「第2次第二種特定鳥獣管理計画」を作成する。また、近年目撃数が急増し農林業への被害拡大が強く懸念されるニホンジカについても「第二種特定鳥獣管理計画」の作成による適正な管理に努める。

なお、ニホンジカについては、近隣県と連携することにより、広域的な被害対策を実施する。

(第15表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成29年度	地域個体群の安定的な保護及び管理と農業・生活被害防止を両立させ人とニホンザルとの良好な関係を構築する。	ニホンザル	平成29年4月1日 ～ 平成34年3月31日	むつ市及び下北郡	第2次計画
平成29年度	指定管理鳥獣の適正な管理を図るため	ニホンジカ	平成29年度 ～ 平成34年3月31日	第二種特定鳥獣管理計画で定める地域	第1次計画

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の特徴を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の事業を実行する取組を年度ごとの実施計画として作成する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対 象 区 域	備考
第二種特定鳥獣 管理計画の計画 期間の各年度	地域個体群の安定的な保護及 び管理と農業・生活被害防止を 両立させ人とニホンザルとの良 好な関係を構築する。	ニホンザル	各年度	むつ市、大間町、 東通村、風間浦村、 佐井村	
第二種特定鳥獣 管理計画の計画 期間の各年度	指定管理鳥獣の適正な管理を図 るため	ニホンジカ	各年度	第二種特定鳥獣管理 計画で定める地域	

(第 16 表)

**第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項**

**1 方針**

科学的知見に基づき鳥獣の保護及び管理を推進するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査、資料収集を行うとともに、絶滅のおそれのある白神山地周辺のイヌワシ、天然記念物に指定されている下北半島のニホンザル等の生息調査等に関係機関の研究者等の協力を得て実施する。

**2 鳥獣の生息に関する基礎的な調査**

**(1) 方針**

県内に生息する主要な鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握し、効果的な鳥獣保護対策を実施する。

**(2) 鳥獣生息分布調査**

- ① 調査の概要  
県内に生息する鳥獣であって、保護及び管理を図る上で特に重要なツキノワグマ及びニホンザルについては、出没や許可捕獲の状況等を継続的に調査する。
- ② 鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類  
青森県版レッドデータブックに記載されている鳥獣のうち保護対策上重要な種とする。

**(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査**

- ① 調査の概要  
県内全域のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生息状況を全国的に一斉調査に併せて調査する。  
また、必要がある場合は、渡り鳥の生息上重要な湿地（湖沼、海岸等）については、9月から翌年5月までの間の間の必要な月ごとに渡来状況を調査する。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

(第17表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
東北町 (小川原湖) 六ヶ所村 (高瀬川) むつ市 (大湊湾) 平内町 (小湊浅所) 青森市 (原別海岸) 藤崎町 (平川) 鶴田町 (廻堰溜池) つがる市 (狄ヶ館溜池) 弘前市 (砂沢溜池)	29～33	生息状況調査、生息環境調査	

(4) 狩猟鳥獣生息調査

① 調査の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、キジ及びヤマドリについて、その生息状況や生息環境等について調査し、適切な狩猟対策の確立を図る。また、鳥獣保護区及び休猟区に放鳥するキジの標識調査を実施し、定着割合、年齢及び生息環境別の嗜好性を明らかにする調査を行い、放鳥事業の効果を把握する。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

② 調査計画

(第18表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ キジ・ヤマドリ	29～33	狩猟による捕獲位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲情報を重点的に収集し、解析する。	

(5) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

(第 19 表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
下北半島のニホンザル	29～33	捕獲等情報調査、個体数推定、被害状況調査	第二種特定鳥獣管理計画策定
ニホンジカ	29～33	捕獲等情報調査、個体数推定、被害状況調査	第二種特定鳥獣管理計画策定

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の適正な指定・管理の方針を検討するため、既指定鳥獣保護区及び新規指定候補地における鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査を行う。

(2) 指定効果測定調査

鳥獣保護区及び休猟区の指定効果を把握するため、これらの指定地域内に設けた調査地と隣接する可猟地域内に設けた調査地との鳥獣の生息密度の比較調査を行う。

(第 20 表)

対象保護地区等の名称	調査年度	調 査 の 種 類 ・ 方 法	備 考
鳥 獣 保 護 区	間木	生息状況調査及び環境調査	オオハクチョウ、カモ類
	平川・浅瀬石川	標準地法 2人×4回=8人	オオハクチョウ
	大湊		オオハクチョウ
休 猟 区	大秋	生息状況調査及び環境調査 標準地法 2人×4回=8人	キジ、ヤマドリ、ノウサギ、キツネ
	中市		
	梨木・矢捨山		
	蒼前		
都谷森	33		

**(3) 捕獲等情報収集調査**

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）について、鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認められる場合には、捕獲を行った者に対して、実施した場所、日時、種名、性別、数量等について、情報を求めることとする（必要に応じて、写真、サンプル等の提供を求めることとする。）。

また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

**(4) 制度運用の概況情報**

法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し、鳥獣保護管理事業計画の策定や変更に生かすとともに、国へ提供することとする。

**4 新たな技術の研究**

**(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究**

生息密度が低いニホンジカ、下北地域のニホンザルの効果的・効率的な捕獲技術について調査研究を進める。

第八 鳥獣保護管理事業に係る研修の充実に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

専門的知見を有する人材を活用し、鳥獣保護区の指定及び存続期間の更新、特別保護地区の指定、休猟区の指定、鳥獣の生息状況に関する各種調査、鳥獣保護センターの運営、鳥獣保護区指定に伴う農林業等の振興及び利害関係人との調整、法令違反の取締り、事故防止の普及指導、地域開発計画と鳥獣保護との調整等の鳥獣保護管理事業を適正に実施する。また、効果的な行政運営を確保するため、担当職員の専門知識の向上を図る。

(2) 設置計画

(第 21 表)

区分	現況			計画終了時		備考	
	専任	兼任	計	専任	兼任		計
本 庁 環境生活部自然保護課	2	1	3	2	1	3	企画立案、地域県民局及び関係団体の指導、各種調査の実施等
	うち専門的知見を有する職員	0	0	1	0	1	
出 先	東青地域県民局地域農林水産部	2	2	2	2	2	狩猟免許の更新の実施、狩猟者登録証の交付、狩猟取締指導、鳥獣の保護及び管理についての普及啓発等
	中南地域県民局地域農林水産部	2	2	2	2	2	
	三八地域県民局地域農林水産部	2	2	2	2	2	
	西北地域県民局地域農林水産部	2	2	2	2	2	
	上北地域県民局地域農林水産部	2	2	2	2	2	
	下北地域県民局地域農林水産部	2	2	2	2	2	
	うち専門的知見を有する職員	1	1	1	1	1	

(3) 研修計画

(第 22 表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的	備考
野生生物研修 担当職員研修	国 県	12月 5月	1回 1回	全国 全県	2名 10名	鳥獣の保護及び管理と狩猟制度、鳥獣の生態と保護管理ほか 鳥獣保護管理行政、農林被害対策と鳥獣の保護管理ほか	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護区の数、狩猟免許者数、担当区域の面積等を勘察して配置し、鳥獣保護管理事業の効果的な運営に資するものとする。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	平成28年度末		年 度 計 画										計 (C)	充足率 (C/A)
	人数 (B)	充足率 (B/A)	平成29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	計 (C)	充足率 (C/A)					
56人	56人	100%	人	人	人	人	人	人	人	人	人	56人	100%	

(第 23 表)

(3) 年間活動計画

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①鳥獣保護管理事業の実施に関する事務の補助 ②鳥獣保護区、休猟区、店舗等立入検査 ③狩猟関係法令の違反防止指導及び普及	▶											▶	1人当たりの勤務日数は、年間32日とする。

(第 24 表)

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的	備考
鳥獣保護管理員研修	出先機関	4月	1回	地域県民局	56名	鳥獣保護管理事業を適正に運営するため、鳥獣保護管理員の資質の向上を図る。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣の保護及び管理の普及方法 ③鳥獣判別 ④被害の防止の目的での捕獲に関すること ⑤指導取締り	

(第 25 表)

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

被害の防止の目的での捕獲及び鳥獣の数の調整の目的での捕獲の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、鳥獣の保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。  
その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握、個体数管理のための捕獲等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成を図り、そのための研修等に努める。

(2) 研修計画

(第26表)

名称	主催	時期	規模	人数	内容・目的	備考
狩猟者講習会 講師研修会	自然保護課	6月	全県	20名	鳥獣の保護及び管理の担い手としての狩猟者を育成するため、狩猟免許の更新のための講習会及び狩猟者団体が狩猟初心者に対して行う講習会の講師について、次に掲げる内容の研修を行う。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣判別 ③猟具の取扱い ④狩猟のマナー	

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性にさらなる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

認定鳥獣捕獲等事業者は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の管理に携わることにより、地域の鳥獣管理の担い手として期待されることから、認定鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じて、その従事者に対する技術の向上を図るとともに、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。

4 鳥獣保護管理センター等の設置

(1) 方針

傷病鳥獣の保護等鳥獣に関する各種普及啓発のため、昭和60年度に保護収容施設を設置しているが、引き続き当該施設による傷病鳥獣の保護収容を行うとともに、資料収集、資料室等の整備についても検討を行う。



(2) 鳥獣保護管理センター等の施設運営計画

(第 27 表)

名 称	整備年度	設備の所在地	面積	施設の概要	利用の方針	備 考
青森県鳥獣保護センター	29～33	平内町	2,835㎡	管理及び救護舎 1 棟 放飼場、遊水池	傷病鳥獣の保護収容、治療等及び鳥獣 保護及び管理思想の普及啓発	

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署等と連携を密に図りながら計画的に実施する。また、各地域民局職員及び鳥獣保護管理員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。  
なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体との連携・協力に努める。

(2) 年間計画

(第 28 表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥 獣 の 違 法 捕 獲 飼 養 、 販 売 の 違 反 期間外狩猟、非狩猟鳥獣の捕獲 日 出 前 、 日 没 後 の 狩 猟 保護鳥獣の捕獲、矢先の不確認 制限区域の狩猟、登録証の不携帯 加 工 品 店 の 指 導 取 締	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源としての狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上のための取組を進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮するとともに、本計画に基づき鳥獣保護管理事業の効果的・効率的な実施に努める。  
また、指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

**第九 その他****1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題**

本県においても全国と同様に、中、大型哺乳類であるニホンザルやツキノワグマの生息域が拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産物への被害が深刻化し、地域住民とのあつれきが生じている。

また、オオセツカヤイヌワシ等希少な鳥獣の保護対策も重要性が増しており、特に平成17年度、本県で初めてラムサール条約湿地に登録された「仏沼」に生息する希少種オセツカの保護並びに湿地の保全及び活用について、地元市町村等と連携し進めて行く。

これら野生鳥獣の適切な保護及び管理を推進するとともに、人と野生鳥獣が棲み分けできるような環境を目指し保護管理対策を図る。

**2 狩猟の適正化**

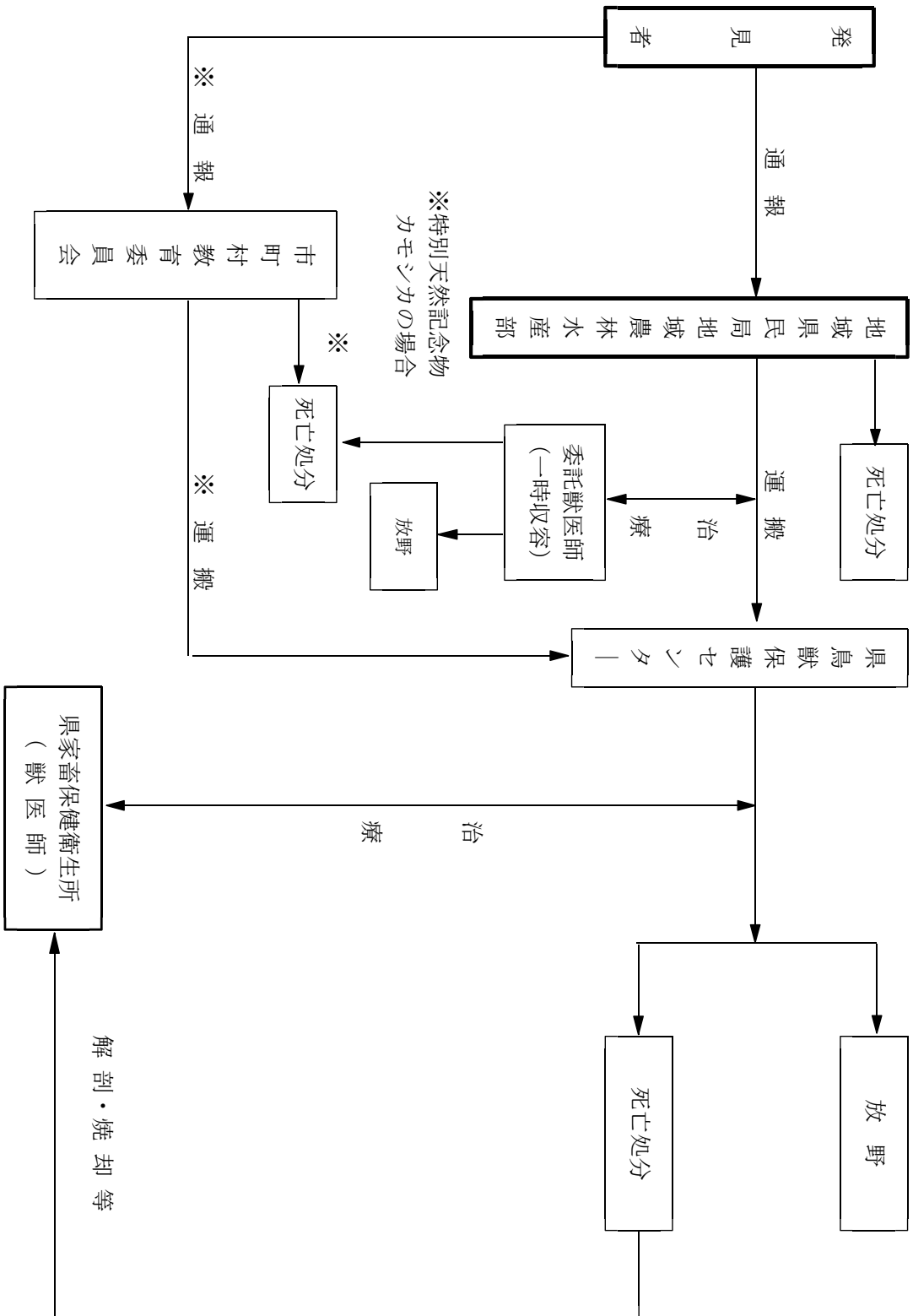
狩猟鳥獣の種類、狩猟区域、狩猟期間等、狩猟に係る法律に準じて指導、管理を実施し、狩猟者自身の安全のみならず、狩猟する地域における違反、事故の防止に努める。

**3 傷病鳥獣救護への対応****(1) 方針**

傷病鳥獣の保護については、生物多様性の保全に貢献する観点から、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するものとし、鳥獣保護センターを中心に、市町村、獣医師等と連携しながら、人と鳥獣との適切な関係の構築を図る。

なお、難及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民に対し周知徹底を図る。

② 体制  
傷病鳥獣保護フローチャート



**(3) 傷病鳥獣の個体の処置**

生物多様性の保全の観点から、放野が可能な個体については、治療等及び放野を実施し、放野が不可能又は放野をすることが適当でない個体については、治療、研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

**(4) 感染症対策・普及啓発**

収容個体は、必要に応じて人獣共通感染症の有無を把握し、感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い適切に対処し、二次感染の防止に留意する。また、家畜伝染病が疑われる際は、県家畜保健衛生所と調整し、適切に対応する。

**(5) 放野**

放野は、傷病が治癒していること等対象個体の状態を確認した上で、発見救護された場所又は遺伝的攪乱を及ぼすことのないような場所を選定し実施する。

**4 油等による汚染に伴う水鳥の救護**

油汚染事件発生等一時的に多量の傷病鳥獣の発生する事態に備え、関係機関との連携・協力を得ながら救護体制の整備を図るよう努める。

**5 感染症への対応**

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び関係機関との連絡体制を整備しておく。

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル（平成23年10月青森県）」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係機関と連携しつつ適切な調査に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等について、住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

**6 普及啓発****(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等****① 方針**

鳥獣の保護及び管理の成果を挙げるためには、広く県民の鳥獣に対する認識を深めることが重要であり、市町村や関係民間団体との連携・協力のもとに、探鳥会、講演会等の普及啓発を目的とした事業の実施を行い、また、傷病鳥獣の保護救護活動を通じて一般県民の鳥獣保護活動への参加の促進に努める。

**② 事業の年間計画**

鳥獣保護思想の普及のため、(公財)鳥類保護連盟が主催している愛鳥週間用ポスター原画コンクールに県内小、中、高等学校に参加を呼びかけ出品している。本計画期間においても、継続して実施し、鳥獣保護思想の普及を図る。

**(2) 安易な餌付けの防止**

鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意する。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。
- ② 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながることを防ぐため、観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付け防止を図る。
- ③ 生ごみ、未収穫作物等の不適切な管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

(3) 猟犬の適切な管理について  
 猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させるなど猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備  
 鳥獣保護思想の普及啓発のため設置した野鳥の森は、県民が親しく鳥獣に接する喜びを体得することができる施設として引き続き設置し、整備する。

(第 29 表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
梵 珠 山 野 鳥 の 森 (自然ふれあいセンター)	29～33	青森市	196ha	センター1棟 駐車場 森林194ha	野鳥観察施設	県民が野鳥を観察できるよう施設を 改良し、鳥獣保護思想の普及を図る。	

(5) 愛鳥モデル校の指定

- ① 方針  
 小、中、高等学校等児童生徒の鳥獣保護思想の高揚を図るため、県教育委員会と協議して愛鳥モデル校を指定する。
- ② 指定期間  
 5年間
- ③ 愛鳥モデル校に対する指導内容  
 鳥類に関する図書、ビデオ等を貸与するとともに、探鳥会の開催等を行う。
- ④ 指定計画

(第 30 表)

区分	平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度			備考
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	
小学校	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
中学校	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0	1	
その他の学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	

(6) 法令の普及徹底

- ① 方針  
 鳥獣に関する法令のうち、鳥獣捕獲の規制の制度、鳥獣飼養許可制度等特に一般県民に関係のある事項について広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図る。
- ② 年間計画

重点内容	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣の捕獲の規制の制度 鳥獣の飼養許可制度	↑						↓						↓	広報紙、ポスター、パンフレット、ホームページ等による周知及び販売店等の立入調査を行う。	一般県民及び販売店等

(第 31 表)



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭